

7 未来を担う若者の高等教育機会の確保について

【文部科学省】

長野県の状況

● 地方における高等教育機会の確保と地方大学の機能充実

- ・本県の県外大学進学率は79.6%（R3.5現在）と全国7位の高い状況にあり、進学時の教育費（授業料、入学料等）や生活費（住居費、食費等）の県外移転が顕著
- ・本県の大学収容力は20.7%（R3.5現在）と全国45位の低い状況にあり、県内で様々な学問分野の専門的な教育を受けられるようにするためには、更なる高等教育の機能充実強化が必要

取組

○ 県内大学の入学定員増を伴う学部・学科等の新設への支援（H28～）

- ・入学定員増を伴う学部（学科）・大学院の新設（拡充）に係る施設設備整備に対して、県と大学所在市が協調して補助（県の補助率：対象経費の1/4）
（H28以降の補助実績：松本大学教育学部、清泉女学院大学看護学部など6大学）

○ 高等教育修学支援新制度（国）による授業料・入学金の減免（R2.4～）

- ・住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯（4人世帯で年収380万円未満）を対象に、授業料等の減免と給付型奨学金により、学費と生活費を支援（新型コロナウイルス感染症の家計急変にも対応）

○ 日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）拡大（R3.4～）

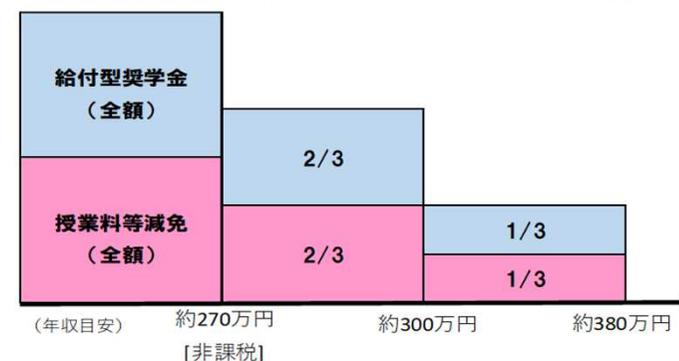
- ・無利子：月額最大5.4万円の貸与、有利子：月額最大12万円の貸与
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合も随時申込み可

○ 学生支援緊急給付金（国）の支給（R2国補正、R3国補正）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するため、緊急給付金（10万円）を支給

（国）高等教育修学支援制度の概要

○ 住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学生を対象



長野県立大学における授業料等減免の状況（R3年度）

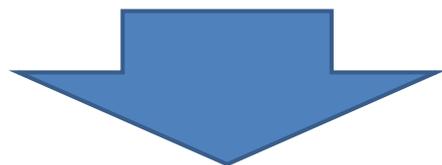
【高等教育修学支援制度】

（単位：人、円）

種別	減免区分	減免人数	減免額計
授業料減免	全額減免	63	48,757,800
	2/3減免	30	
	1/3減免	12	
入学料減免	全額減免	15	5,170,000
	2/3減免	6	
	1/3減免	8	

課題

- 県外への大学進学率が約8割と高く、進学時の教育費や生活費の県外移転が顕著であるため、都市圏に集中している**高等教育機関の分散化**などにより地方でも専門的な学びを受けられるよう、**地方の高等教育機関の充実強化が必要**
- 地方においてもデジタル・グリーン等、今後の産業界を支える高度専門人材の育成は急務であり、地方国立大学をはじめ、高等教育機関を地方の「**知の拠点**」として、**教育・研究・地域貢献の機能を充実させることが必要**
- 高等教育機関の学納金や生活費の負担軽減のために令和2年度に設けられた、国の「**高等教育修学支援新制度**」の対象者は住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に限られていることから、**経済的な理由で学生が希望する進路を断念することのないよう、中間所得層まで支援対象を拡充することが必要**
- 新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞等により、世帯収入やアルバイト収入の減少が続くおそれがあることから、状況に応じて国による「**学生支援緊急給付金**」の再支給、日本学生支援機構の**給付型・貸与型奨学金の拡充**など、**学生生活を守るためのきめ細かな支援の継続が必要**



提案・要望

1 地方における高等教育機関の充実強化

地方でも専門的な学びを受けられるよう地方大学における新たな学部・学科の設置や、高等教育機関の分散化のためのサテライトキャンパスの地方進出に係る必要な経費について財政支援を行うなど、**国が積極的な支援策**を講じること
併せて、地方国立大学の教育研究環境の充実については、国の責任において十分な財源措置を講じること

2 高等教育修学支援新制度の対象の拡充

国の「**高等教育修学支援新制度**」の世帯収入要件を緩和し、**支援対象を中間所得層まで拡充**すること

3 感染状況に応じた学生支援策の充実

家計が急変した世帯の学生やアルバイト収入が減少した学生の学ぶ機会を確保するため、**学生支援緊急給付金を再支給**するなど、**学生納付金等の負担軽減を図る制度を継続**するほか、**感染状況に応じた学生支援策の充実**を図ること